

建設現場の遠隔臨場システム試行運用要領

第1章 総則

(本要領の範囲及び変更)

第1条 この運用要領は、ICT（ウェアラブルカメラ等）を利用した建設現場の遠隔臨場システム（以下、「システム」という。）の運用及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 システム

建設現場の映像をインターネットを介して各出先県土整備事務所等（以下、「各所属」という。）へ中継することにより、遠隔臨場を行うためのシステムをいう。本システムは、映像及び、音声は双方向で入出力可能であり、中継した映像を保存する機能を有する。

三 専用機器

現場等の映像を撮影するために利用するメガネ型のウェアラブルカメラ等及びその周辺機器をいう。

四 システム運用会社

システムの運用に係る受注者をいう。

五 情報セキュリティポリシー

福岡県情報セキュリティ基本方針（平成14年4月1日）及び福岡県情報セキュリティ対策基準（令和2年2月10日）

(システム管理者及びシステム管理担当者)

第3条 福岡県県土整備部企画課技術調査室長をシステム管理者とする。

2 システム管理者は、システムに関する次の業務を行うものとする。

一 システムの総合的な運用管理

二 他システムとのインターフェイス調整

三 アカウント管理

四 システムに関する改修の管理及び検収

五 システムに関するセキュリティ対策及び管理（ウェアラブルカメラ等のアップデート情報入手及びシステム利用者への更新依頼）

六 システム利用に関する各種マニュアルの整備

七 システム運用会社との連絡調整

八 前各号に掲げるもののほか、システムの運用管理に関する業務

3 システム管理者は、システム管理担当者を福岡県県土整備部企画課技術調査室技術調

査班から選出する。

- 4 システム管理担当者は、システム管理者の指示に基づき、第2項各号に掲げる業務を補助する。

(システム担当者)

第4条 システムの円滑な運営を図るため、各所属にシステム担当者を設置する。

- 2 各所属においては、それぞれの所属長が所属の職員のうちからシステム担当者を選出する。
- 3 システム担当者は、所属の代表としてシステムの窓口業務及び管理を行うこととする。

第2章 ユーザ

(システム利用者)

第5条 システム利用者は各所属の職員及び受注者とし、システムを利用する際の役割は次のとおりとする。

- 一 中継開催者

各所属に付与されたアカウントを利用して映像等の中継を開催する各所属の職員。

- 二 中継参加者

開催された映像等の中継に参加する受注者又は各所属の職員。

(アカウントの付与)

第6条 システム管理者は、映像等の中継を開催するために必要となるアカウントをシステム担当者に付与する。

- 2 システム担当者は、付与された所属のアカウントを管理する。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、次の行為を行ってはならない。

- 一 各所属の職員以外の者にアカウントを不正に利用させること。
- 二 システムの運用妨害、環境破壊等を目的とする行為。
- 三 システムへの不正アクセス、破壊、改ざん等を行うこと。
- 四 コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用すること。
- 五 導入目的以外でシステム又はデータを利用すること。
- 六 業務上知りえた情報を外部へ漏えい、公開すること。
- 七 システム管理者の許可なく、当該システムへソフトウェアをインストールすること
- 八 遠隔臨場以外にモバイルルータを使用すること。
- 九 配備したモバイルルータ以外の無線通信（無線LAN等）を使用すること。
- 十 他のシステム利用者に損害を与え、又は与えるおそれがある行為。
- 十一 他のシステム利用者のプライバシーを侵害する行為。
- 十二 その他、法令に違反する行為、又は違反するおそれがある行為。
- 十三 その他、システム管理者が不適切と判断する行為。

2 異動、退職等した場合についても、前項の規定に該当する行為を行ってはならない。
(システム利用者の責任)

第8条 システム利用者は、他の利用者や第三者及びシステムに損害を与えた時は、特別な事情があると認められた場合を除き、システム管理者の指示に従い、現状復帰もしくは返却、弁償の責任を負うものとする。

第3章 セキュリティ

(セキュリティの遵守)

第9条 システム利用者は、情報セキュリティポリシーを遵守し、これに従わなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第10条 システム利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 システムを利用する端末は、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを常に最新に保つと共に定期的にウイルスチェックを実施すること。
- 二 専用パソコンは、定期的にウイルススキャンを実施するとともに、Microsoft から配信される更新プログラムの適用を実施すること。
- 三 データを外部から取り入れる、又は外部に提供する場合には、必ずウイルスチェックを行うこと。
- 四 専用パソコンへ取り込むデータを、共有ネットワークに接続したパソコンからUSB経由で持ち込む際は、共有パソコンにUSBを接続した際に必ずウイルススキャンを行うこと。

(事故等の報告)

第11条 システム担当者は第7条(禁止事項)に該当する行為及びその他システムに対する破壊行為等を発見した場合は、直ちに任意様式によりシステム管理者に報告しなければならない。

(秘密保護)

第12条 システム管理者、システム管理担当者、システム担当者、システム利用者及びシステム運用会社は、システム上にある機密を保護しなければならない。なお、その任を退いた後も同様とする。

第4章 運用・管理

(利用方法)

第13条 中継開催者はインターネット上から中継を開催する。

- 2 建設現場でシステムを利用する受注者及び各所属の職員は専用機器を利用して中継に参加する。
- 3 受注者所有のスマートフォンやタブレットでも中継に参加することができる。

4 システムの操作方法はマニュアルに定める。

(専用機器の管理)

第 14 条 福岡県県土整備部企画課技術調査室で貸借し、各所属に配備したウェアラブルカメラや専用パソコン等は、執務室内の施錠可能なキャビネット等に保管し、持ち出す場合は管理簿に記載する等、適切に管理することとする。

2 ウェアラブルカメラや専用パソコン等は、紛失、盗難に備え、データ漏洩防止のために必ずパスワードロックをオンに設定すること。

3 ウェアラブルカメラや専用パソコン等に故障等が発生した場合には、システム管理者と協議する。

(システム利用可能時間)

第 15 条 システムの利用可能時間は通年 24 時間とする。ただし、第 17 条の何れかに該当する場合はシステムを停止する。

(連絡体制)

第 16 条 システム管理者からのシステムに関する連絡は電子メールにより行う。ただし、緊急時の連絡についてはこの限りではない。

2 問い合わせ先は、福岡県県土整備部企画課技術調査室技術調査班とし、問い合わせ時間は、開庁日の 8:30 から 17:30 までとする。

(運用管理上の制限又は停止)

第 17 条 システム管理者は、以下の場合にはシステムの利用を制限し、又は停止することができる。

一 システム又は施設等の保守を実施する場合。

二 停電、災害等の不可抗力によりシステムの運用ができなくなった場合。

三 システムの運用上、利用を中断する必要が生じた場合。

(研修の実施)

第 18 条 システム管理者は、システムの利用スキルの向上及びセキュリティ認識の啓発を図るため、必要に応じて研修を実施するものとする。

(データ保存)

第 19 条 中継開催者は必要に応じて中継の状況をデータに保存することができる。

2 専用パソコンに保存するデータにおいて、不要なデータは確実に削除すること。

3 個人情報等の機微情報を保存しないこと。

(その他)

第 20 条 本要領に変更が生じた場合は、各所属に事前に通知することなく、随時変更することが出来るものとする。なお、要領の変更が生じた場合は、電子メールにより周知する。

附 則

本要領は、令和2年4月1日から適用する。

本要領は、令和2年11月25日から適用する。